

客船ターミナル施設使用許可申請書  
(撮影許可申請書)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

客船ターミナル施設等指定管理者  
東京港埠頭株式会社 様

東京都港湾管理条例第6条及び第27条第3項第1号の規定により、次のとおり客船ターミナル施設を使用したいので申請します。

※申請者名が領収書の宛名となります

申請者	氏名 <small>(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)</small>	株式会社△△△△△	現場代理人 湾岸 花子
	住所 <small>(法人にあっては事務所の所在地)</small>	東京都**区**町〇-〇-〇 △△△ビル	連絡先 090(××××)××××
	電話 ×××× (××××) ××××	FAX ×××× (××××) ××××	
撮影目的 及び内容	新製品の販売促進用のCM撮影のため ※1時間単位で申請をお願いいたします		
撮影日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 13時〇〇分から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 17時〇〇分まで (4時間)		
撮影場所	<input checked="" type="checkbox"/> 駐車場 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外乗船客広場 <input type="checkbox"/> 屋外階段 <input type="checkbox"/> 屋内階段 <input type="checkbox"/> ルーフデッキ <input type="checkbox"/> ルーフガーデン <input checked="" type="checkbox"/> コンコース		
撮影方法	2 ムービー撮影		
人数	スタッフ 5人	キャスト 2人	合計 7人
車両台数	車両 1台 (車種 普通車)		
撮影機材等	持込機材 カメラ1台、三脚1台、照明2灯		

*内訳	写真の撮影	(1時間あたり) ¥1,560(税込) × 0時間 = 0円	*使用料	円
	映画、テレビ及びビデオの撮影	(1時間あたり) ¥6,750(税込) × 0時間 = 0円		
	うち消費税	適用税率 10% 消費税額 2,454円		

## &lt;使用条件&gt;

- 撮影中は、許可書を必ず携帯してください。
- 撮影期間には、準備、後片付けの時間も含まれます。上記時間内に終了して下さい。
- 本許可は、排他的な敷地の占有権までを認めるものではありません。撮影中の一般利用者の通行・見物等制限は、一時的かつ一般利用者の善意協力の範囲で、撮影者において行ってください。
- 撮影を中止する場合は、必ず管理事務所までご連絡ください。なお領収した使用料は返還しません。
- 撮影のために施設の照明を操作することはできません。
- 撮影に必要な電源は、撮影者がご用意ください。
- 即時に移動できない物件等は設置できません。
- 本使用条件を遵守しない場合は、直ちに撮影を中止していただきます。

\*受付印

\*取扱者

(注) \*印のある事項は、記入しないでください。